



広島県報

号 外
第 49 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

広島県公立大学法人評価委員会条例	……………	一三
広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	……………	一四
児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例	……………	一五
広島県欽染の雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例	……………	一五
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	……………	一七
障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	……………	一七
職員の手当に関する条例の一部を改正する条例	……………	一七
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	……………	一七
広島県職員定数条例等の一部を改正する条例	……………	一七
広島県設置条例の一部を改正する条例	……………	一七
広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例	……………	一七
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	……………	一七
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	……………	一七
広島県手数料条例等の一部を改正する条例	……………	一七
広島県固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	……………	一七
広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	……………	一七
自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	……………	一七
広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例	……………	一七

……………	(大学企画管理室)	一三
……………	(身体障害者福祉室)	一四
……………	"	一五
……………	(警察本部)	一五
……………	(文書法制室)	一七
……………	(身体障害者福祉室)	一七
……………	(人事室)	一七
……………	"	一七
……………	(行政管理室)	一七
……………	"	一七
……………	"	一七
……………	"	一七
……………	(福利室)	一七
……………	(財政室)	一七
……………	(地域税財政室)	一七
……………	(青少年室)	一七
……………	(自然環境保全室)	一七

正する条例	……………	一〇
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
修正資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県かんきつ規格条例を廃止する条例	……………	一〇
広島県議会委員会条例の一部を改正する条例	……………	一〇
(以上県法規登載)	……………	一〇
正する条例	……………	一〇
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
修正資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例	……………	一〇
広島県かんきつ規格条例を廃止する条例	……………	一〇
広島県議会委員会条例の一部を改正する条例	……………	一〇
(以上県法規登載)	……………	一〇

公布された条例のあらまし

広島県公立大学法人評価委員会条例 (条例第一号) (大学企画管理室)

一 制定の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の業務の実績に関する評価等を行うため設置する広島県公立大学法人評価委員会の組織及び委員その他委員会に關し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 組織

(一) 委員の定数 五人以内

(二) 委員の任命 教育研究又は経営に關し学識経験を有する者のうちから、知事が

任命する。

(三) 臨時委員 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 委員の任期

(一) 委員の任期は、二年とする。

(二) 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき解任される。

3 委員長

委員長の選任方法及び職務等を定める。

4 会議

招集等会議の運営について定める。

5 委任

その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

三 施行期日

平成十八年三月二十七日

広島県障害者介護給付費等不服審査会条例 (条例第二号) (身体障害者福祉室)

一 制定の理由

障害者自立支援法の制定に伴い、同法の規定に基づき、広島県障害者介護給付費等不服審査会 (以下「不服審査会」という。) を設置することとし、委員の定数その他不服審査会に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 所掌事務

(一) 知事の求めに応じて行う審査請求の事件についての調査審議

(二) 知事は、審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、不服審査会の調査審議を求めなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に係る処分が利用者の負担上限月額に関する決定など利用者負担に關するものである場合その他知事が障害者及び障害児の保健又は福祉に係る専門的な判断を要しないと認める場合

2 組織

(一) 委員の定数は、五人とする。

(二) 合議体は、委員の全員をもって構成するものとする。

3 意見の聴取等

不服審査会は、必要に応じ、審査請求人又は関係人に対し、出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 その他

不服審査会の運営に関し、必要な事項は、知事が定める。

三 施行期日

平成十八年四月一日

児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例 (条例第三号) (身体障害者福祉室)

一 制定の理由

障害者自立支援法の施行に伴い、正当な理由なしに虚偽の報告などを行った者に対する同法及び児童福祉法に基づく過料に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 児童福祉法に基づく過料

(一) 障害児施設給付費に係る施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

(二) 障害児施設給付費等の支給に係る報告命令等に対して、正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者は、十万円以下の過料に処する。

2 障害者自立支援法に基づく過料

(一) 自立支援医療に係る報告命令等に対して、正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者は、十万円以下の過料に処する。

(二) 自立支援医療機関等に対する報告命令等に対して、正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者は、十万円以下の過料に処する。

三 施行期日

平成十八年四月一日。ただし、二一については、平成十八年十月一日

広島県歡樂的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例 (条例第四号) (警察本部)

一 制定の理由

地域の歡樂的雰囲気過度に助長するような方法で行われている風俗案内を防止するために必要な規制を行うことにより、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するとともに、繁華街その他の地域における健全なまちづくりに資するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

「風俗案内」とは、次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。

(一) 人的的好奇心をそそのる行為を提供する営業
 (二) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業

2 届出

風俗案内を行うための施設（以下「事業所」という。）を設け、当該事業所において風俗案内を業として行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 (二) 事業所の名称及び所在地
 (三) その他公安委員会規則で定める事項

3 禁止行為

事業所を設け、風俗案内を業として行う者（以下「事業者」という。）は、風俗案内に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(一) 午前零時（別に定める地域にあっては、午前一時）から日出時までの時間において、風俗案内を行うこと。
 (二) 事業所周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせること。

(三) 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、1に掲げる営業において提供される行為若しくはこれに従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品を表示し、掲出し、又は配置すること。

(四) 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、性的感情を刺激するものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号を表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置すること。

(五) 午後十時から翌日の日出時までの時間において、事業所で十八歳未満の者を利用者にする業務に従事させること。

(六) 十八歳未満の者を事業所に利用者として立ち入らせること。

4 中止命令等

公安委員会は、事業者が行う風俗案内に関し、3に違反する行為（五）及び（六）の行

為を除く。）が行われているときは、当該事業者に対し、当該違反行為を中止することを命じ、又は当該違反行為が行われないことを確保するために必要な事項を命ずることができる。

5 報告の徴収及び立入調査

(一) 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(二) (一)により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(三) (一)の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 罰則

(一) 次に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(1) 3 (五)又は(六)に違反した者

(2) 4の命令に違反した者

(二) 2の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(三) 5 (一)に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは5 (一)の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は5 (一)の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(四) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(一)から(三)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(一)から(三)までの罰金を科する。

三 施行期日等

1 施行期日

平成十八年六月一日

2 経過措置

この条例の施行の際現に事業所を設け、当該事業所において風俗案内を業として行っている者については、二2の届出を平成十八年六月三十日までに行うものとする。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五号）（文書法制室）

一 改正の要旨

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	内 容
公益法人等への職員の派遣等に関する条例	有限会社法の廃止に伴う規定の改正など関係規定の整理を行った。
広島県卸売市場条例	

二 施行期日

会社法附則第一項に規定する政令で定める日

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第六号) (身体障害者福祉室)

一 改正の要旨

障害者自立支援法の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	内 容
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	身体障害者療護施設の施設体系の再編に伴う関係規定の整理
広島県青少年健全育成条例	利用カード等販売業の禁止区域等の規定における引用条項の整理
広島県立大野寮設置及び管理条例	知的障害者授産施設に係る引用条項の整理並びに居宅生活支援費等の介護給付費等への移行、施設訓練等支援費の利用者負担の見直し及び施設訓練等支援費等の介護給付費等への移行に伴う関係規定の整理
修学資金等の返還債務の免除に関する条例	看護等の業務に従事することにより修学資金の返還債務が免除される施設に係る引用条項の整理、知的障害者授産施設の施設体系の再編に伴う保育士の業務に従事することにより修学資金の返還債務が免除される施設に関する規定の整理及び介護等の業務に従事することにより修学資金の返還債務が免除される児童居宅介護等事業等の廃止に伴う関係規定の整理
広島県精神保健福祉審議会条例	地方精神保健福祉審議会の組織に関し必要な事項を条例で定めることとされたことに伴う関係規定の整理
広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	身体障害者更生施設に係る引用条項の整理並びに居宅生活支援費等の介護給付費等への移行、施設訓練等支援費の利用者負担の見直し、施設訓練等支援費等の介護給付費等への移行及び障害児施設給付費等の創設に伴う関係規定の整理

広島県立福山若草園設置及び管理条例
居宅生活支援費等の介護給付費等への移行及び障害児施設給付費等の創設に伴う関係規定の整理

広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例
居宅生活支援費等の介護給付費等への移行、施設訓練等支援費の利用者負担の見直し、施設訓練等支援費等の介護給付費等への移行及び障害児施設給付費等の創設に伴う関係規定の整理

二 施行期日等

1 施行期日

(一) 2の改正 平成十八年三月二十七日

(二) 居宅生活支援費等の介護給付費等への移行及び施設訓練等支援費の利用者負担の見直しに伴う改正、修学資金等の返還債務の免除に関する条例の改正のうち介護福祉士修学資金に係る部分並びに広島県精神保健福祉審議会条例の改正 平成十八年四月一日

(三) (一)及び(二)を除く改正 平成十八年十月一日

2 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改正
地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内で規則で定める日から施行することとしている指定管理者制へ移行する施設に係る未施行の条例の規定について、居宅生活支援費等の介護給付費等への移行等に伴う必要な整理を行った。

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七号) (人事室)

一 改正の理由

国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、国家公務員に準じた必要な改正などを行った。

二 改正の内容

1 一般の退職手当

退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。

2 退職手当の基本額

次に掲げる場合における退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額 (以下「退職日給料月額」という。) に、その者の勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額の合計額

とすることとした。

(一) 自己の都合による退職等の場合

(二) 十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合

(三) 整理退職等の場合

3 給料月額が減額したことがある場合の退職手当の基本額に係る特例

退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、次に掲げる額の合計額をその者に対する退職手当の基本額とすることとした。

(一) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合の退職手当の基本額に相当する額

(二) 退職日給料月額に、(一)に掲げる割合から(二)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(1) その者に対する退職手当の基本額が2により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

(2) (一)に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

4 退職手当の調整額

(一) 退職手当の調整額

退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次に掲げる職員の区分に応じた額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額を合計した額とすることとした。

(1) 第一号区分 六万二千五百円

(2) 第二号区分 五万円

(3) 第三号区分 四万五千八百五十円

(4) 第四号区分 四万七千七百円

(5) 第五号区分 三万三千三百五十円

(6) 第六号区分 二万五千円

(7) 第七号区分 二万八千五百円

(8) 第八号区分 一万六千七百円

(9) 第九号区分 零

(二) 職員の区分

(一) (1)から(9)までに掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して人事委員会規則で定めるものとする。こととした。

(三) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、(一)にかかわらず、次のとおりとすることとした。

(1) 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの (一) (1)から(7)まで又は(9)に掲げる職員の区分にあつてはそれぞれに掲げる額、(二) (8)に掲げる職員の区分にあつては零として、(一)を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が四年以下のも及び自己の都合により退職した者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの (1)により計算した額の二分の一に相当する額

5 その他

この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。

三 施行期日

平成十八年四月一日

職員勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)(人事室)

一 改正の理由

職員の職業生活と家庭生活の両立を図るための環境整備の一環として、介護休暇の取得単位を見直すため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

介護休暇の取得単位を次のとおり改正することとした。

一日	改正前	改正後
		一日又は一時間(一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて一日を通じて四時間以内)

三 施行期日

平成十八年四月一日

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例 (条例第九号) (行政管理室)

一 改正の理由

組織再編、事務事業の見直し等及び警察法施行令の一部改正に伴い、職員定数(定員)を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

簡素で効率的な行政システムの構築を図るため、組織再編及び事務事業の見直しを行うことにより知事の事務部局の業務量が減少するため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
五、三九三人	五、二〇三人	一九〇人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少に伴い、県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の職員(以下「県立高等学校等教職員」という。)並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区分	改正前	改正後	改正による減員
県立高等学校等教職員	五、六七八人	五、五四五人	一三三人
市町立学校県費負担教職員	一五、五六七人	一五、三六一人	二〇六人

3 広島県警察職員定員条例の一部改正

(一) 警察官

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区分	改正前	改正後	改正による増員
警視	一四六八人	一四八八人	二人
警部	三二八八人	三三三三人	五人
警部補	一、四一六六人	一、四四六六人	三〇人
巡查部長	一、四六五五人	一、四九六六人	三一人

巡查	一、五〇九人	一、五四一人	三二人
合計	四、八五四人	四、九五四人	一〇〇人

(二) 警察官以外の職員

現業業務の民間委託などにより業務量が減少するため、警察官以外の職員の定員を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
五四六人	五三六人	一〇人

三 施行期日

平成十八年四月一日

広島県設置条例の一部を改正する条例 (条例第十号) (行政管理室)

一 改正の理由

多様化する行政需要などに対応した重点的で効果的な行政を推進していくため、組織機構の再編整備を行うこととし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 部の再編整備

改正前	改正後
<p>総務企画部</p> <p>名称 分掌事務</p> <p>(一) 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(二) 職員の進退及び身分に関する事項</p> <p>(三) 議会及び県の行政一般に関する事項</p> <p>(四) 県の予算、税その他の財務に関する事項</p> <p>(五) 条例の立案その他部の主管に属しない事項</p>	<p>総務部</p> <p>名称 分掌事務</p> <p>(一) 職員の進退及び身分に関する事項</p> <p>(二) 議会及び県の行政一般に関する事項</p> <p>(三) 県の予算、税その他の財務に関する事項</p> <p>(四) 条例の立案その他部の主管に属しない事項</p>
<p>政策企画部</p> <p>企画及び総合調整に関する事項</p>	<p>県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項</p>

2 1に伴う附属機関の庶務の処理を担当する部の整理

	土木建築部	農林水産部		商工労働部		福祉保健部		環境生活部		地域振興部
	(一) 道路及び河川に関する事項 (二) 都市計画その他都市の整備に関する事項 (三) 住宅及び建築に関する事項 (四) 港湾(漁港を除く。)その他土木に関する事項	(一) 農業、林業及び水産業に関する事項 (二) 農林水産物資の流通に関する事項 (三) 漁港に関する事項		(一) 商業、工業及び観光に関する事項 (二) 物資(農林水産物資を除く。)の流通に関する事項 (三) 労働に関する事項		(一) 社会福祉に関する事項 (二) 保健衛生に関する事項 (三) 高齢者対策に関する事項 (四) 社会保障に関する事項		(一) 県民生活に関する事項 (二) 県民文化に関する事項 (三) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項 (四) 消防防災及び高圧ガス等の取締りに関する事項		(一) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (二) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項 (三) 統計に関する事項
	都市部	農林水産部		商工労働部		福祉保健部		環境部		地域振興部
空港港湾部										
空港及び港湾(漁港を除く。)に関する事項	(一) 都市計画その他都市の整備に関する事項 (二) 住宅及び建築に関する事項	(一) 農業、林業及び水産業に関する事項 (二) 農林水産物資の流通に関する事項 (三) 漁港に関する事項		(一) 商業、工業及び観光に関する事項 (二) 物資(農林水産物資を除く。)の流通に関する事項 (三) 労働に関する事項		(一) 社会福祉に関する事項 (二) 保健衛生に関する事項 (三) 高齢者対策に関する事項 (四) 社会保障に関する事項		(一) 県民生活に関する事項 (二) 県民文化に関する事項 (三) 消防防災及び高圧ガス等の取締りに関する事項 生活環境及び自然環境の保全に関する事項		(一) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (二) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項 (三) 統計に関する事項

条 例 名	改正前	改正後
広島県特別職報酬等審議会条例	総務企画部	総務部
広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例		
広島県総合計画審議会設置条例		政策企画部
広島県青少年問題協議会設置条例	環境生活部	県民生活部
広島県交通安全対策会議条例		
広島県国土利用計画審議会条例		
広島県土地利用審査会条例		
広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例		
公害紛争の処理に関する条例		環境部
広島県環境審議会条例		
広島県水防協議会条例	土木建築部	土木部
広島県土地収用事業認定審議会条例		
広島県建築審査会条例		都市部
広島県都市計画審議会条例		
広島県開発審査会条例		
広島県地方港湾審議会条例		空港港湾部
広島県の管理に関する条例		

三 施行期日

平成十八年四月一日

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例(条例第十一号)(行政管理室)

一 改正の要旨

農業改良普及業務と植物防疫に関する業務の連携を強化することとし、農業改良普及組織と病害虫防除所を再編整備するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例 (条例第
 十二号) (行政管理室)

改正の理由
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を
 追加するため、必要な改正を行った。

改正の内容
 1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 児童福祉法等に基づく事務のうち、児童委員の指揮監督等	熊野町
二 民生委員法に基づく事務のうち、民生委員の指揮監督等	熊野町
三 屋外広告物法等に基づく事務のうち、違反広告物に対する代執行等	大竹市及び熊野町
四 身体障害者福祉法に基づく事務のうち、身体障害者相談員の委託	庄原市及び熊野町
五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、精神障害者社会適応訓練事業の実施	三次市
六 道路法に基づく事務のうち、県道の維持修繕	大竹市及び熊野町
七 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等	庄原市及び熊野町
八 商工会議所法等に基づく事務のうち、特定商工業者の該当基準の引上げの許可等	庄原市及び大竹市
九 土地区画整理法等に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等	庄原市
十 工場立地法に基づく事務のうち、特定工場の新設の届出の受理等	庄原市
十一 知的障害者福祉法に基づく事務のうち、知的障害者相談員の委託	庄原市及び熊野町
十二 商工会法に基づく事務のうち、商工会の設立の認可等	庄原市
十三 母子保健法に基づく事務のうち、低体重児の届出の受付等	熊野町
十四 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく事務のうち、入会林野整備計画の認可等	庄原市及び熊野町
十五 都市再開発法等に基づく事務のうち、市街地再開発促進区域内の建築の許可等	庄原市
十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく事務のうち、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕等	熊野町

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
十七 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、農用地区域内における開発行為の許可等	熊野町
十八 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務のうち、動物取扱業の登録等	広島市、呉市及び福山市
十九 農住組合法に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等	大竹市
二十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく事務のうち、被爆者に対する健康診断の実施等	熊野町
二十一 介護保険法に基づく事務のうち、居宅サービス等を行う事業者に対する報告等の命令又は質問等	呉市及び三次市
二十二 障害者自立支援法に基づく事務のうち、指定障害福祉サービス事業者の指定等	広島市、呉市、福山市及び三次市
二十三 風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づく事務のうち、風致地区内の行為の許可等	庄原市
二十四 広島県青少年健全育成条例に基づく事務のうち、自動販売機等の設置に関する届出の受付等	庄原市
二十五 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例等に基づく事務のうち、大規模行為の届出の受付等	庄原市
一 栄養士法等に基づく事務のうち、栄養士免許証の交付等	熊野町
二 保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、業務従事者の届出の受付等	熊野町
三 歯科衛生士法に基づく事務のうち、業務に従事する歯科衛生士の届出の受付	熊野町
四 歯科技工士法等に基づく事務のうち、業務に従事する歯科技工士の届出の受付等	熊野町
五 調理師法等に基づく事務のうち、調理師免許証の交付等	熊野町
六 製菓衛生師法等に基づく事務のうち、製菓衛生師免許証の交付等	熊野町
七 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定	庄原市
八 医師法施行令に基づく事務のうち、医師免許の申請の受付等	熊野町
九 歯科医師法施行令に基づく事務のうち、歯科医師免許の申請の受付等	熊野町

十 診療放射線技師法施行令に基づく事務のうち、診療放射線技師の免許の申請の受付等	熊野町
十一 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく事務のうち、臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の申請の受付等	熊野町
十二 薬剤師法施行令に基づく事務のうち、薬剤師の免許の申請の受付等	熊野町
十三 理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務のうち、理学療法士又は作業療法士の免許の申請の受付等	熊野町
十四 視能訓練士法施行令に基づく事務のうち、視能訓練士の免許の申請の受付等	熊野町
十五 クリーニング業法施行規則に基づく事務のうち、クリーニング師試験の受験願書の受付等	熊野町
十六 広島県心身障害者扶養共済制度条例に基づく事務のうち、加入者の氏名等の変更の届出の受付等	庄原市及び熊野町

三 施行期日

- 1 2及び3以外の事務 平成十八年四月一日
- 2 2-1の表の六及び十八に掲げる事務 平成十八年六月一日
- 3 2-1の表の二十二に掲げる事務のうち、広島市及び福山市における指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に関するもの並びに三次市における指定相談支援事業者に関するもの 平成十八年十月一日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第十三号) (福利室)

一 改正の要旨

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が制定され、受刑者等が収容される施設の名称が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律附則第一条に規定する政令で定める日

広島県手数料条例等の一部を改正する条例 (条例第十四号) (財政室)

一 改正の要旨

介護保険法の改正に伴い、介護サービス情報の公表に係る調査の手数料を知事が指定する調査機関に納付させることとするなどの使用料・手数料の改正を行った。

二 施行期日

- 1 広島県手数料条例の改正のうち農林物資の登録格付機関制度の廃止に伴う登録手数料などの廃止及び特定動物の飼養又は保管の許可の申請の審査に係る経過措置公布の日
- 2 1、3及び4以外の改正 平成十八年四月一日
- 3 広島県警察関係手数料条例の改正 平成十八年五月一日
- 4 広島県手数料条例の改正のうち動物の愛護及び管理に関する法律の改正による動物取扱業の登録制度の導入に伴う登録申請手数料の新設等 平成十八年六月一日

広島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (条例第十五号) (地域税財政室)

一 改正の要旨

市町税に関する業務を地域振興部から総務部へ移管することに伴い、広島県固定資産評価審議会の庶務の処理に係る事務を併せて移管するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (条例第十六号) (青少年室)

一 改正の理由

インターネット上の有害情報への青少年の接触を防止するとともに、青少年の深夜外出の誘因となるまんが喫茶及びインターネットカフェについて深夜入場を制限するなど青少年に係る環境の整備を図るため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 深夜営業に係る自主規制及び深夜興行場等への立入制限の対象にまんが喫茶及びインターネットカフェを加えることとした。
- 2 青少年にとつてのインターネット利用環境を整備するため次のとおり定めた。
 - (一) 保護者、家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者等は、フィルタリングソフトを活用するなどして、青少年に有害情報を閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならないこととした。
 - (二) インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、フィルタリングソフトを導入するなどして、青少年に有害情報を閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならないこととした。
 - (三) パソコン販売者、携帯電話事業者、プロバイダ等は、フィルタリングソフトな

三 施行期日
 平成十八年七月一日

どこに関する情報を提供できるよう努めなければならないこととした。

自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第十七号)

(自然環境保全室)

一 改正の要旨

仏通寺公園施設の老朽化に伴い、公の施設である当該施設を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (条例第十八号)

(自然環境保全室)

一 改正の理由

広島県立もみのき森林公園の運動広場の整備に伴い、運動広場を専用して利用する場合の利用料金の範囲などを定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (条例第十九号)

(一般廃棄物対策室)

一 改正の要旨

浄化槽法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年三月二十七日

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十号)

(医療対策室)

一 改正の要旨

中山間地域等における医療提供体制の確保を目的として、当該地域の医療機関に勤務する医師を育成する修学資金について、名称を変更し、対象者に大学院生を加え、

返還債務免除範囲を拡大することにより活用促進を図るなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例 (条例第二十一号) (食品衛生室)

一 改正の要旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、特定動物の飼養又は保管について条例による規制措置に代えて許可制が導入されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年六月一日

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第二十二号) (介護保険指導室)

一 改正の要旨

介護保険法の一部改正に伴い、必要な用語の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十三号) (企業局)

一 改正の要旨

多様化する行政需要などに対応した重点的で効果的な行政を推進していくため、知事部局の組織機構の再編整備が行われることに伴い、公営企業の管理者の職名及びその権限に属する組織の名称を次のとおり変更した。

区 分	改正前	改正後
公営企業の管理者の職名	企業局長	公営企業部長
組織の名称	企業局	公営企業部

二 施行期日

平成十八年四月一日